

交通局工事成績評定要領

平成26年11月1日 管理者決定
最終改正 平成29年10月1日

(目的)

第1 この要領は、神戸市交通局契約事務手続規程（昭和39年8月24日交規程第10号）（以下「契約事務手続規程」という。）第8条第4項に基づき、工事成績の評定に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象)

第2 評定は、契約事務手続規程第1条の2に規定する経理契約による工事請負契約のうち、単価契約工事を除くものについて行うものとする。

(評定の内容)

第3 評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質及び技術提案等を評価
- 二 工事の技術的難易度：構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価

(評定者)

第4 第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 工事成績の評定者は、神戸市交通局工事監督規程第2条に定める担当監督員及び主任監督員並びに神戸市交通局工事検査要綱第2条に定める検査員とする。
- 二 工事の技術的難易度の評定者は、主任監督員とする。

(評定の方法)

第5 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。ただし、担当監督員評定については、担当監督員が必要に応じて総括監督員及び主任監督員の意見を聞いて行うものとする。
- 3 評定は、次の各号により行うものとする。
 - 一 工事成績の評定は、別紙様式3-1「工事成績採点表」、別紙様式3-2「工事成績採点表（出来高・中間検査用）」によるものとする。
 - 二 工事の技術的難易度の評定は、別紙様式4-1から4-4「工事の技術的難易度評価表」によるものとする。ただし、請負金額が500万円未満の請負工事については、評定を省略することができる。

(評定の時期)

第6 工事成績は、担当監督員及び主任監督員は工事完成のとき、検査員は完成検査、出来高検査及び中間技術検査実施のとき、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 工事の技術的難易度は、工事完成のとき行うものとする。

(評定結果の記録)

第7 評定者は、評定の結果を別紙様式1「工事成績報告書」及び別紙様式2「細目別評定点採点表」に記録するものとする。

(報告書の提出)

第8 評定者は、別紙様式1及び別紙様式2を、工事担当課長を経由して完成検査合格後14日以内に交通局経営企画部総務課長あて提出するものとする。

(工事成績評定通知書の送付)

第9 工事担当課は、工事成績評定通知実施要領に基づき請負人に対し通知書を送付するものとする。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から適用する。